



長野県報

8月22日(木)
令和元年
(2019年)
第32号

目 次

規 則

技能検定実技試験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則（人材育成課） 1

告 示

農畜産業振興事業補助金交付要綱の一部改正（園芸畜産課） 1

保安林予定森林にする旨の通知（森林づくり推進課） 2

公共測量の終了（2件）（建設政策課） 2

公 告

採石業務管理者試験の実施（河川課） 2

土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課） 3

土地改良区連合役員の就退任の届出（農地整備課） 3

特定調達契約に係る落札者の決定（学びの改革支援課） 4

規 則

告 示

技能検定実技試験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年8月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第9号

技能検定実技試験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

技能検定実技試験手数料の額を定める規則（平成29年長野県規則第33号）の一部を次のように改正する。

本則中「1万7,900円」を「1万8,200円」に改め、本則の表中

「11,900円」を「12,100円」に改める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

人材育成課

長野県告示第159号

農畜産業振興事業補助金交付要綱（平成20年長野県告示第302号）の一部を次のように改正し、令和元年度の補助金から適用します。

令和元年8月22日

長野県知事 阿部 守一
別表第1の信州農業生産力強化対策事業の項中

(4) 家畜防疫対策緊急支援事業	2分の1以内
------------------	--------

家畜伝染病予防法に規定する家畜伝染病が県内又は近隣県で発生した場合における、県内での感染拡大を防止するための資材等の緊急整備

野生獣防護柵等設置事業
豚コレラウイルスを保有する野生いのしし、鳥類及び小動物が侵入する可能性の高い箇所等への防護柵及び防鳥・防獣ネットの設置

を

- (4) 家畜防疫対策緊急支援事業
家畜伝染病予防法に規定する家畜伝染病が県内又は近隣県で発生した場合における、県内での感染拡大を防止するための資材等の緊急整備
ア 野生鳥獣防護柵等設置事業
豚コレラウイルスを保有する野生いのしし、鳥類及び小動物が侵入する可能性の高い箇所等への防護柵及び防鳥・防獣ネットの設置
イ 車両等消毒設備設置事業
農場内へ進入する車両等を消毒する設備の整備

2分の1以内

- 2 作業期間
平成31年3月27日から令和元年7月31日まで
3 作業地域
上伊那郡辰野町

建設政策課

に改める。

園芸畜産課

長野県告示第160号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和元年8月22日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡大鹿村大字鹿塙4344の81、4344の110、4344の546、4344の564から4344の566まで、4344の811
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大鹿村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第161号

辰野町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和元年8月22日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量 カラーデジタル空中写真（地上画素寸法12cm）

- 1 作業種類

公共測量 カラーデジタル空中写真（地上画素寸法12cm）

- 2 作業期間

平成31年4月3日から令和元年7月31日まで

- 3 作業地域

上伊那郡飯島町

令和元年8月22日

長野県知事 阿部守一

建設政策課

**公告**

採石業務管理者試験を次のとおり行います。

令和元年8月22日

長野県知事 阿部守一

- 1 試験日時
令和元年10月11日（金）午前10時から正午まで
- 2 試験場所
長野県松本合同庁舎 講堂（松本市大字島立1020）
- 3 試験科目
筆記により、次の科目について行います。
 - (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
 - (2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生じる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）
- 4 出題形式
選択式筆記試験とします。なお、出題数は、法令問題10問（全問必須問題）及び技術問題15問（5問の必須問題と、10問から5問を選択して解答する選択問題）とします。
- 5 受験手続
 - (1) 提出書類
 - ア 受験願書
 - イ 写真（手札形とし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面半身像で、裏面に撮影年月日、氏名及び生年月日を記載したもの）